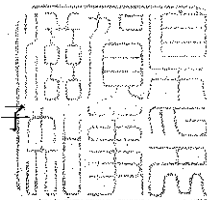


写

滋商政第 657 号
平成23年(2011年)11月16日

滋賀県中小企業振興審議会会長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



滋賀県における中小企業振興の基本的なあり方について(諮問)

本県では、時代の変化に的確に対応しつつ、産業の競争力を高め、活力に満ちた滋賀をつくるため、産業振興のあり方や戦略方向を定めた「滋賀県産業振興新指針」に基づき、取り組みを進めてきました。さらに、本年3月には、「人を育て 産業をつなぐ—滋賀の戦略」として、今後4年間に取り組むべき産業振興の方向性を示した「滋賀県産業振興戦略プラン」を策定し、施策を展開しているところです。

中小企業基本法においては、中小企業について、「多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているもの」と位置付けられています。本県の中小企業は、企業数の99.8%、常用雇用者数で79.5%を占めており、生産や消費活動をはじめ、雇用やまちづくりへの貢献など、地域の社会・経済において大変重要な役割を担っています。

地域経済が活性化していくためには、中小企業がその強みや可能性を伸ばし、元気に生き生きと活躍することが期待されます。また、近江商人の基本哲学である「三方よし」の考えを現代の企業活動にも引き継いでいくためにも、行政のみならず、県民、事業者、関係者などのあらゆる主体がそれぞれの役割を認識し、責任を果たしていくことが求められます。今後、中小企業の振興のための条例の制定をはじめとした中小企業の振興に視点を置いた取組が一層必要と考えているところです。

このため、滋賀県における中小企業振興の基本的なあり方について、貴審議会の意見を問います。